

公安委員会規程第4号

運転免許証更新時講習に関する規程を次のように定める。

平成6年4月15日

徳島県公安委員会委員長

運転免許証更新時講習等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条の3に規定する更新を受けようとする者に対する更新時講習及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第37条の6の2第1号に規定する特定任意高齢者講習(以下「更新時講習等」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(更新時講習等の委託)

第2条 徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第108条の2第3項の規定に基づき、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者(以下「一般社団法人等」という。)に更新時講習等を委託する。

2 前項の委託は、公安委員会及び徳島県が一般社団法人等と契約を締結することにより行う。

(契約内容)

第3条 契約内容は、更新時講習等に係る業務を適正に行わせるため、講習実施要領を定め、公安委員会又は公安委員会の委任を受けた徳島県警察本部長が一般社団法人等を指導し得るものでなければならない。

(委任)

第4条 この規程の実施について必要な事項は、徳島県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年11月4日公安委員会規程第10号)

この規程は、平成6年11月4日から施行する。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。